

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

●●住民税(市・都民税)の主な変更について●●

平成 26 年度(平成 25 年分)から次のとおり変更されます。

▼**個人住民税の均等割税率が変わりました**(平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間の措置)
【法律の趣旨】東日本大震災復興基本法の基本理念に基づいて、地方公共団体が実施する防災・減災事業のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時措置として個人住民税の均等割の引き上げについて、地方税法の特例が定められました。

【変更内容】均等割の税率は従来の年額 4,000 円が、この法律の施行に伴い、市・都民税それぞれ年額 500 円の引き上げとなり、合計で年額 5,000 円となります。

| 〈改正前〉 | | | 〈改正後〉 | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市民税 | 都民税 | 年額(合計) | 市民税 | 都民税 | 年額(合計) |
| 3,000 円 | 1,000 円 | 4,000 円 | 3,500 円 | 1,500 円 | 5,000 円 |

【防災・減災のための施策】地域防災計画の施策に沿い、防災・減災に資する施策に充当します。

▼**給与所得控除の上限が設定されました**
平成 26 年度(平成 25 年分)から、給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は、245 万円の上限が設けられました。

〈給与等の収入金額(税込)から給与所得金額を算出する表〉

| 〈改正前〉 | | 〈改正後〉 | |
|---------------|------------------------|-------------------------------|------------------------|
| 給与等の収入金額 A | 給与所得金額 | 給与等の収入金額 A | 給与所得金額 |
| 10,000,000 円～ | A × 0.95 - 1,700,000 円 | 10,000,000 円～ 15,000,000 円 | A × 0.95 - 1,700,000 円 |
| | | 15,000,001 円～ | A - 2,450,000 円 |

※ 1,000 万円未満の給与等の収入金額から給与所得金額を算出する計算は変更ありません。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

耐震やバリアフリー、省エネのために住宅を改修した場合、申告により固定資産税を減額できる制度があります。詳細は次のとおりです。

▼耐震改修工事をした場合

平成 25 年 1 月から平成 27 年 12 月までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①から③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり

▼バリアフリー改修工事をした場合

平成 28 年 3 月までにバリアフリー改修工事を完了し、次の①から③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり 100 m²を限度に

120 m²を限度に 2 分の 1 減額されます。

- ① 昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
- ② 対象住宅の床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されており、居住部分の改修が行われたもの
- ③ 費用が 50 万円以上のもの

3 分の 1 減額されます。

- ① 平成 19 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
- ② 次のいずれかの方が居住する既存の住宅(賃貸を除く)
 - 65 歳以上の方
 - 要介護認定または要支援認定を受けている方
 - 障害のある方
- ③ 一定のバリアフリー改修工事を行い、補助金などを除いた自己負担額が合計 50 万円以上のもの

▼省エネ改修工事をした場合

平成 20 年 4 月から平成 28

6月の納税のお知らせ

6 月は市都民税(第 1 期)の納期です。納期限は 6 月 30 日(月)ですので、お忘れのないようご納付ください。口座振替は 6 月 30 日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金が課されます。

年 3 月に現行の省エネ基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①②の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり 120 m²を限度に 3 分の 1 減額されます。①平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された住宅(賃貸を除く) ②次のいずれかの工事を行い、費用が 50 万円以上のもの

○窓の改修工事(必須工事)、床・天井・壁の断熱などの改修工事
【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

※コンビニエンスストアでは次のいずれかに該当する場合納められません。 ①取扱期限(納期限)を過ぎた場合 ②納付書にバーコードが印字されていない場合 ③バーコードが印字されていても読み取れない場合 ④税(料)額が 30 万円を超える場合 ⑤金額の訂正がある場合

た、お支払いの際には、期別・内容を十分ご確認のうえ、ご納付ください。 【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

年金日より

▼**年金支給額が変わります**
国民年金の年金支給額は物価等に応じて年度ごとに改定になり、平成 26 年度の改定率はプラス 0.3%となりましたが、現在の年金は本来水準よりも高い水準(特例水準)で支払われているため、この特例水準を段階

的に解消することとなります。 これらのことから、平成 26 年 4 月分(6 月支給分)からは、平成 26 年度の改定率(プラス 0.3%)と特例水準解消分(マイナス 1.0%)を合わせ、0.7%年金額が引き下げとなります。 年金額は 6 月に送付される年金額改定通知書で確認してください。 【問合せ】青梅年金事務所 ☎ 0428・303410、保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

住民基本台帳カード(住基カード)に関するお知らせ

○住基カードを作りませんか

住基カードは、市が交付する安全性に優れた IC カードです。

「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の 2 種類があり、「写真付き住基カード」は、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として利用できます。発行手数料は 500 円です。

〈利用例〉

- ・「運転免許証返納後」の公的な身分証明書として※運転免許証の自主返納をお考えの方は、住基カードの交付手続きを済ませてから、運転免許証の自主返納をすると、手続きが早く済みます。
- ・住民票の写しなどの交付請求に
- ・住基カードに電子証明書を記録することで、インターネットを利用した電子申請(e-Tax)が利用できます。

○転出後も住基カードを継続利用できます!

市外へ転出しても、転入先の市区町村で継続利用の手続きを行うことで、引き続き住基カードが利用できます。

【継続利用の条件】

- ・有効期間内の住基カードである事
- ・住基カードを窓口を持参し、カードの暗証番号を入力できる

こと

【手続きができる方】

- ・転入者本人
- ・転入者と同一世帯の方

【継続利用に必要なもの】

- ・住基カード
- ・住基カード交付時に設定した 4 桁の暗証番号
- ・本人確認書類(同一世帯の方が届け出る場合)

【継続利用のための手続き期間】

○**転入届と継続利用の手続きを同時にする場合**
転入届をした日から数えて 14 日以内、または転出届により届け出た転出予定日から数えて 30 日以内

○転入届をした日より後に継続利用のために手続きをする場合

転入届をした日から数えて 90 日以内※転入届の際、「住基カードの継続利用を希望する」旨をお伝えください。

【注意事項】

- ・決められた期間内に手続きいただけない場合は、継続利用ができず、お持ちの住基カードは失効します。
 - ・暗証番号を忘れたり、ロックされたときは、暗証番号の再設定を行わないと継続利用の手続きができません。
- ※なお水曜日の夜間、土曜日の開庁時にはお取り扱いできません。

【申請・問合せ】総合窓口 ☎ 551・1595

納税は 納期内で 元気な福生

